

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年12月4日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900248号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900082号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和46年6月26日から同年8月4日に訂正し、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和46年6月26日から同年8月4日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和46年6月26日から同年8月4日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年6月26日から同年8月4日まで

私は、昭和46年夏頃にA社B支店から、当時新設されたD事業所(適用事業所名は、「E事業所」)に異動した。継続して勤務していたにもかかわらず、昭和46年6月26日から同年8月4日までの期間が空白になっているのはおかしい。厚生年金保険料が給与から控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C社の事業主及び同僚の回答により、請求者は、A社B支店から同社の関連事業所であるD事業所に異動したところ、請求期間については、A社B支店に在籍していたと認められる。

また、請求者のD事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和46年8月4日とされているところ、C社の事業主は、請求期間についてはA社B支店が給与を支給し、当該給与から厚生年金保険料を控除しており、本来であれば、同社における被保険者資格喪失日を昭和46年8月4日と届け出るべきところを誤って同年6月26日と届け出たと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間においてA社B支店に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及びC社の事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書で確認できる標準報酬月額から、3万6,000円とすることが必要である。

なお、A社B支店の事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社の事業主が保管していた請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和46年6月26日となっていることから、A社B支店の事業主から同日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者に係る昭和46年6月及び同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、A社B支店の事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900200号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900084号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(昭和54年12月16日)及び取得年月日(昭和55年2月1日)の記録を取り消し、昭和54年12月及び昭和55年1月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和54年12月16日から昭和55年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年12月16日から昭和55年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年12月16日から昭和55年2月1日まで

請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がないが、昭和54年4月2日にA社に入社してから、途中で辞めることなく勤務しているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者に係る人事記録簿及び労働者名簿、請求者から提出された退職金支給明細、請求者に係る雇用保険の加入記録並びに複数の同僚の回答から、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、請求者について、入社日(昭和54年4月2日)以降、一旦退職し再度入社した事実及び他社に出向していた事実はなく、継続してA社に勤務していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がないことについては、当時、同社が実態とは異なる誤った被保険者資格喪失及び取得に係る届出を行ったためであると考えられる旨回答している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A社において、請求者と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、請求期間に請求者と同様に営業本部で営業業務を担当していたと回答している同僚2名は、請求期間においても被保険者記録が継続していることが確認で

きる。

加えて、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について、直接確認できる資料は残っていないものの、上記のとおり、請求者は請求期間において継続してA社に勤務していることから、引き続き給与から控除していたと考えられる旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和54年11月の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和54年12月16日から昭和55年2月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているものの、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和54年12月16日から昭和55年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900253号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900019号

第1 結論

昭和49年*月から昭和57年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年*月から昭和57年3月まで

私は、大学院に入学する前の1年間を除き、請求期間は大学及び大学院の学生であり、20歳になった頃、実家の両親がA市で国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料は、母親が同市で納付していたと思う。昭和53年3月に同市からB市に住民票を異動しているが、当該月以降も、請求期間に係る国民年金保険料は、実家のA市で母親が納付していたと思うので、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳に到達した昭和49年*月頃、学生であったが、実家の両親がA市で国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料は、請求者の母親が同市で納付していたと思うと主張している。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしていたとする両親は既に亡くなっており、当時の事情を聴取することができない上、請求者自身は、上記の内容を主張する以外、保険料の納付場所、納付金額、納付時期及び納付方法についてわからないとしており、国民年金に加入した際に交付されるはずの国民年金手帳についても受け取ったことがないと陳述していることから、請求者の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の基礎年金番号は、日本私立学校振興・共済事業団に加入していた平成9年1月1日に付番されたものであり、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが、請求者に手帳記号番号が払い出されておらず、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求期間の保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間のうち、20歳に到達した日から昭和53年3月10日前までA市に、同日から昭和57年3月15日までB市に、同日以降はC郡D町に住所を定めていることが戸籍の附票により確認できるところ、昭和48年10月から昭和53年3月頃までにA市において払い出された手帳記号番号、昭和52年12月から昭和57年5月頃までにB市において払い出された手帳記号番号及び昭和56年10月から昭和57年6月頃までにD町において払い出された手帳記号番号について、国民年金手帳記号番号払出簿により全件調査を行ったが、請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900216号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900083号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年6月21日から同年7月8日まで

私は、昭和61年7月8日にB社に入社し、平成8年7月に退職するまで同社のセールスドライバーとして継続して勤務していた。

しかしながら、年金記録を確認したところ、上記入社日から平成3年7月21日まではB社、同日から平成4年6月21日まではA社、同年7月8日から平成8年7月21日まではB社において厚生年金保険の被保険者と記録されており、請求期間については未加入期間とされている。A社に転籍した事情は不明だが、当時同社の存在は認識しており、同社に係る資格喪失年月日に誤りがあると思うので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録によると、A社の離職年月日は平成4年6月20日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失年月日と符合している。

また、A社の元事業主は、同社はB社のトラックを運行する業務を請け負っており、B社の一部の業務を担う従業員はA社の在籍とする取扱いがあった旨陳述しているものの、A社に係る賃金台帳、人事記録等の資料は何も保管していないとしており、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、A社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後にB社で被保険者資格を取得している者のうち、請求者と同様に当該資格喪失から資格取得までの間に厚生年金保険の未加入期間が生じている者が3人いることが確認できるところ、当該3人のA社における雇用保険の離職年月日は、厚生年金保険の資格喪失年月日と符合している。

加えて、上記未加入期間が生じた3人を含む11人の同僚に照会したところ、担当業務が変わるとA社とB社の間を転籍した旨の回答が複数あったものの、転籍前後の厚生年金保険の加

入状況及び保険料控除について具体的な回答は得られず、上記3人から、未加入期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料も得られなかった。

なお、平成14年3月にB社を合併したC社にも照会したが、同社は、B社とA社の関係は不明であり、請求者に係る賃金台帳、人事記録等の書類は保管していない旨回答している上、B社が加入していたD健康保険組合（現在は、E健康保険組合）の回答及び雇用保険の加入記録によると、請求者の請求期間に係るB社における資格取得年月日は、いずれも平成4年7月8日であり、厚生年金保険の資格取得年月日と一致している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。